

投資主総会開催公告

平成三十年一月十日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することができ、投資主は、規約第十五条第一項第二文の規定により、平成二十九年十月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主といたします。

平成二十九年十月十六日

東京都港区六本木六丁目十番一号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人

執行役員 峯村 悠吾